

消費者契約法の概要

立法及び改正の経緯

- 【成立】消費者契約に関する包括的な民事ルール(民法の特別法)として平成12年5月に成立
- 【平成18年改正】適格消費者団体による差止請求制度を導入
- 【平成28年改正】過量契約の取消権や、消費者の解除権を放棄させる条項の無効の導入
- 【平成30年改正】不安をあおる行為等の取消権や、消費者の後見等を理由とする解除条項等の無効の導入
- 【令和4年改正】勧誘をすることを告げずに退去困難な場所へ同行した場合等の取消権や、軽過失にのみ適用されることを明らかにしていない損害賠償責任を免除する条項の無効の導入(令和5年6月1日施行)

内容

●消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差 → 契約の**取消権** 契約条項の**無効** 事業者の**努力義務** 等

●消費者と事業者との間で締結された契約(=消費者契約)であれば、労働契約以外のあらゆる契約が対象

【不当な勧誘】→ **取消し**(4条)

- ・不実告知(1項1号)
- ・断定的判断の提供(1項2号)
- ・不利益事実の不告知(2項)
- ・不退去(3項1号)
- ・退去妨害(3項2号)
- ・勧誘をすることを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘(3項3号)
- ・威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害(3項4号)
- ・不安をあおる告知(3項5号)
- ・恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用(3項6号)
- ・加齢等による判断力の低下の不当な利用(3項7号)
- ・**靈感等による知見を用いた告知(3項8号)**——注:現行6号
- ・契約締結前に債務の内容を実施又は目的物の現状変更(3項9号)
- ・契約締結前の事業活動の実施により生じた損失の補償請求(3項10号)
- ・過量契約(4項)

【不当な契約条項】→ **無効**

- ・事業者の損害賠償責任を免除する条項、又は事業者が自分の責任を自ら決める条項(8条1項)
- ・軽過失のみに適用されることを明らかにしていない事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条3項)
- ・消費者の解除権を放棄させる条項、又は事業者が解除権の有無を自ら決める条項(8条の2)
- ・消費者の後見等を理由とする解除条項(8条の3)
- ・平均的な損害を超える違約金条項(9条1項1号)
- ・消費者の利益を一方的に害する条項(10条)

【事業者の**努力義務**】

- ・勧誘に際して消費者の年齢、心身の状態、知識、経験を考慮した情報提供(3条1項2号)
- ・消費者の求めに応じて、解除に必要な情報提供(3条1項4号)
- ・違約金の算定根拠の概要についての説明(9条2項)

【消費者団体訴訟制度】

- ・内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体は、事業者の不当な行為に関し**差止請求**をすることができる
- (※)差止請求の対象は、景品表示法、特定商取引法、食品表示法にも拡大
- (※)適格消費者団体は、全国に23団体(令和4年7月1日時点)
- ・適格消費者団体の要請(契約条項の開示・違約金の算定根拠の説明・講じた措置の開示)に応じる事業者の**努力義務**(12条の3~5)

靈感等による知見を用いた告知(第4条第3項第6号)

条文の概要

消費者は、

○事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、

○靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、

○そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示して不安を[あおり](#)、

○消費者契約を締結することにより確実に重大な不利益を回避できる旨を告げることにより

○困惑し、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ポイント①

○ 靈感とは、**除霊、災いの除去や運勢の改善等**、超自然的な現象を実現する能力をいう

例:「私には霊が見える。…」と告げる場合

○ 特別な能力には超能力等も含まれる

例:「私には未来が見える。…」と告げる場合

ポイント②

○ 重大な不利益は、当該消費者の死亡や病気のみならず、**家族の死亡や病気も含む**

例:子どもの病気について相談した消費者に対し、「このままでは病気の子どもの病状はひどくなるであろう」と告げる場合

○ 「不幸になる」等**漠然とした内容**でも個別具体的な事情により含まれ得る

例:恋愛関係に悩む消費者に対し、「このままでは一生幸せになれない。この石を買えば恋人ができる」と告げる場合

ポイント③

必ずしも口頭によることを必要とせず、消費者が実際に認識できるものであれば含まれ得る

【参考条文】

○消費者契約法（平成12年法律第61号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体（消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第八条の消費者団体をいう。以下同じ。）として第十三条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 （略）

2 （略）

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一～五 （略）

六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

七・八 （略）

4～6 （略）